

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二六
○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	二六
○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	二六
告 示	二六
○土壌汚染対策法により要措置区域の指定を解除する件	二六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	二六
○保安林の指定を解除する予定である件	二六
○道路の区域を変更する件二件	二六
公 告	二六
○落札者を決定した件	二六
○随意契約の相手方を決定した件	二六
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二六
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二六
福島県議会	二六
○福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	二六
福島県教育委員会教育長	二六
○落札者を決定した件	二六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則及び福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十六号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の(一)中「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一六、七〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一三、九〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「二六、九〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)中「二五、四〇〇円」を「二六、五〇〇円」に改め、同表の一の1の(八)中「二五、四〇〇円」を「二六、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

福島県規則第四十七号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則百十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「及び額」を削り、同条第二項を削る。

第十四条第二項中「及び入学料免除申請書」を削り、「書類を」の下に「、入学料免除申請書には、前条第二項第一号に該当する者にあつては第二号に掲げる書類を、同項第二号に該当する者にあつては第一号に掲げる書類を」を加え、「前条第二項第一号又は第二号」を「同条第三項第一号」に改め、「次に掲げる書類」の下に「を」を加え、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項第二号中「又は」を「、」に、「若しくは第二号」を「又は同条第三項第一号」に改める。

第五号様式中「(長鬚)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

告 示

福島県告示第三百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定を解除する区域
西白河郡西郷村大字小田倉字大平百五十番四、百五十番五、百五十番二十三及び百五十番二十四の各一部

二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし

三 講じられた実施措置
土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
（水・大気環境課）

福島県告示第三百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
令和二年五月二十九日

一 指定する区域
河沼郡会津坂下町大字長井字竈四千五百五番八、四千五百五番九、四千五百五番十及び四千五百五番十一

二 指定する区域の埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号に規定する埋立地
（一般廃棄物課）

福島県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
令和二年五月二十九日

一 解除予定保安林の所在場所
西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原三四四の二、三四四の三
保安林として指定された目的
風害の防備

福島県知事 内堀 雅雄

三 解除の理由
道路用地とするため
（森林保全課）

福島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塙泉 崎線	白河市東上野出島字藪 六七番五地先から 同 市東上野出島字三 筋一四七番地先まで	変更前	A 六・一〇	八〇三・五
		変更後	A 六・一〇 B 一七・二二 一三・七〇 三三・一〇	八〇三・五 七五二・四

（道路計画課）

福島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道布沢 横田線	大沼郡金山町大字山入 国有林六三三林班に小	変更前 変更後	(メートル)	一、九二〇・〇

公 告

(道路計画課)

班地先から 同郡同町大字山入 国有林六三三林班は小 班地先まで	変更後	一三・〇〇 六三・〇〇	一、九二〇・〇〇
--	-----	----------------	----------

公告第103号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
46,530,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年2月14日

(税務システム課)

公告第104号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和2年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
56,174,514円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
西田町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 石井 昇

郡山市西田町鬼生田字石畑三四九番地

同 川前 善寛

同 市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二

同 石井 仁

同 市西田町鬼生田字石畑三九二番地

同 丹伊田 実

同 市西田町鬼生田字新田三三番地

同 岩崎 邦弘

同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一

監事 渡邊 正一

同 市西田町鬼生田字中原一〇五番地

同 永井 盛敏

同 市西田町鬼生田字日向四五三番地の三

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 永井 盛敏

郡山市西田町鬼生田字日向四五三番地の三

同 渡邊 正一

同 市西田町鬼生田字中原一〇五番地

同 岩崎 邦弘

同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一

同 渡邊 正一

同 市西田町鬼生田字日向三〇五番地

同 遠藤 一

同 市西田町鬼生田字産坂二〇九番地

監事 石井 正光

同 市西田町鬼生田字駒屋敷五二番地の一

同 石井 寿栄

同 市西田町鬼生田字石畑三八九番地

公告第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
令和二年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
安達疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 根本 兵十

本宮市和田字西明内三一番地

（農村計画課）

福島県議会

(農村計画課)

公告第一号

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第三十三条の規定により令和元年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

福島県議会議長 太田 光 秋

- 1 公文書の開示請求の件数 3件
- 2 公文書の開示の決定等の状況 (1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数
開 全 部 開 示	2
一 部 開 示	0
小 計	2
不 開 示	1
うち 公文書の存在	1
請求の取下げ	0
却 下	0
合 計	3

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
 (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号(法令秘密情報)	0	0	0
第2号(個人情報)	0	0	0
第3号(事業情報)	0	0	0
第4号(犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号(審議、検討等情報)	0	0	0
第6号(事業執行過程情報)	0	0	0
第7号(議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
 3 審査請求に対する裁決等の状況
 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決				取下げ 審理中
	却 下	棄 却	認 容	一 部 認 容	
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0

(総務課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか99施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年5月29日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか99施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
478,629,044円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年2月4日

(財 務 課)